



島根県報

平成18年 3月14日 (火)
第 1,759 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	2
換地処分 (5 件)	(農村整備課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	3
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用開始	(")	5
都市計画変更の図書の縦覧 (4 件)	(都市計画課)	6
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料	(建築住宅課)	7

公 告

平成17年度後期技能検定試験の合格者	(労働政策課)	12
公共測量の実施	(用地対策課)	15
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	16
環境影響評価書の縦覧	(")	16

人委規則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		17
------------------------------	--	----

正 誤

平成18年 1月24日付け島根県報第1,745号中	(森林整備課)	17
---------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第209号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 コナン	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 大森の家	松江市宍道町上来待204 - 4 番地	平成18年 3月 1日

特定非営利活動法人 あだ んちゃ	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 内中原	松江市内中原町320 - 17 内 中原ホーム	平成18年 3月2日
有限会社 つかさ	通所介護	つかさデイサービスセン ター	出雲市平田町1953 - 3	平成18年 3月9日
松江保健生活協同組合	通所介護	学園デイサービス	松江市学園二丁目7番16号	平成18年 3月13日
松江保健生活協同組合	訪問介護	学園ヘルパーステーション	松江市学園二丁目7番16号	平成18年 3月13日

島根県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 杵柄	きねづか居宅介護支援センター	松江市上本庄町572 - 3	平成18年 3月10日
株式会社 しんわ	しんわ居宅介護支援事業所	八束郡東出雲町大字下意東761番地 1	平成18年 3月10日

島根県告示第211号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
石光 綾子	耳鼻咽喉科	いしみつ耳鼻咽喉科クリ ニック	益田市高津6丁目23 - 20	平成18年2月28日
田中日出樹	整形外科	公立雲南総合病院	雲南市大東町96 - 1	平成18年2月28日

島根県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月3日付けで県営土地改良事業に係るやさかの里地区安城工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月3日付けで県営土地改良事業に係るやさかの里地区木都賀工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月6日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区中組工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月6日付けで県営土地改良事業に係る稲原地区第3工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月6日付けで県営土地改良事業に係る金川地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第217号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町大呂757、777、781、1843、1844 - 1、1845、1846、1847 - 3、1964続1、1965 - 1、1966、1977 - 4、1988、1992、2015、2023、3421、3422

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第218号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 浜田市弥栄町田野原709、713、838 - 4、838 - 6 から838 - 10まで、木都賀イ2314 - 5、イ2315、イ2316、イ2316 - 1、イ2318からイ2320まで
 - 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第219号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成17年度	12枚	1冊	川手（大宝）	平成18年3月3日
雲南市	平成17年度	13枚	1冊	川手（土井）	平成18年3月3日
浜田市	平成16年度～17年度	58枚	1冊	宇津井町1	平成18年3月3日
松江市	平成16年度～17年度	17枚	1冊	長海	平成18年3月3日
浜田市	平成13年度～17年度	24枚	1冊	折居2 - 2	平成18年3月3日
川本町	平成17年度	4枚	1冊	三原の一部	平成18年3月3日

島根県告示第220号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	米子伯太線	安来市伯太町安田宮内 3 番 5 地先から同 1 番 2 地先まで	前	メートル 9.00 ~ 17.00	メートル 138.00	松江土木建築事務所 瀬土木事業所	道路改良工事
			後	15.00 ~ 23.50	138.00		拡幅
"	米子広瀬線	安来市伯太町未明 8 番 2 地先から同町安田中 104番 1 地先まで	前 A	9.00 ~ 27.00	75.00	松江土木建築事務所 瀬土木事業所	道路改良工事
			A	9.00 ~ 27.00	75.00		左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
		後 B	15.00 ~ 40.00	90.00			
"	"	安来市伯太町安田中 104番 1 地先から同181 番 6 地先まで	前	10.00 ~ 20.00	925.00	松江土木建築事務所 瀬土木事業所	道路改良工事
			後	12.00 ~ 25.00	930.00		拡幅
"	安来木次線	雲南市木次町寺領977 番地先から同1897番 9 地先まで	前	4.00 ~ 39.00	129.00	木次土木建築事務所	災害防除工事
			後	9.50 ~ 54.00	129.00		拡幅
"	"	雲南市木次町寺領1897 番 9 地先から同1897番 31地先まで	前	4.00 ~ 6.00	32.00	木次土木建築事務所	災害防除工事
			後	6.50 ~ 23.50	32.00		拡幅

島根県告示第221号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	雲南市木次町寺領977番地先から同1897番9地先まで	メートル 129.00	平成18年 3月14日	木次土木建築事務所	
"	"	雲南市木次町寺領1897番9地先から同1897番31地先まで	32.00	"		
"	多伎江南出雲線	出雲市芦渡町979番1地先から同市下古志町963番1地先まで	300.00	平成18年 3月15日	出雲土木建築事務所	
"	宮内掛合線	出雲市佐田町原田93番5地先から同111番5地先まで	120.00	平成18年 3月14日		
"	仁摩瑞穂線	大田市仁摩町大国字カチシ3849番13地先から同字3849番2地先まで	225.00	平成18年 3月27日	川本土木建築事務所 大田土木事業所	
"	"	大田市仁摩町大国字カチジ1223番地先から同地先まで	64.00	"		
"	"	大田市仁摩町大国字カチジ1223番地先から同所字曾根畑東平3845番1地先まで	62.00	"		
"	黒沢安城浜田線	浜田市河内町1584番16地先から同町3109番1地先まで	160.00	平成18年 3月14日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
 宍道都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 松江市宍道町佐々布及び伊志見
- 3 縦覧場所
 島根県土木部都市計画課

島根県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
 出雲市都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市上島町、船津町、宇那手町、大津町、朝山町、所原町、馬木町、古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、東神西町、西神西町、神西沖町、湖陵町常楽寺、湖陵町畑村、湖陵町三部、湖陵町二部、多伎町久村、多伎町多岐、多伎町小田及び多伎町口田儀

簸川郡斐川町大字学頭、神庭、三絡、直江町、神氷及び出西

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市朝山町、波根町、久手町、長久町、鳥井町、静間町、五十猛町及び大屋町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

仁摩都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市仁摩町大国及び宅野

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第226号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第50条第1項の規定に基づき、入居者駐車場の使用料を次のとおり定めたと、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第19条第2項の規定により告示し、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

所在地	団地の名称	使用料
松江市	幸町団地	2,310円
	長者原団地	- (1,155円)
	山代団地	- (1,155円)
	古志原団地	- (840円)
	浜佐陀団地	- (525円)
	淞北台団地	- (630円)
	第二山代団地	- (1,050円)
	八幡団地	- (735円)
	八重垣団地	- (630円)
	茶白山団地	- (1,050円)
	比津が丘団地	- (945円)
	湖北団地	1,470円
	東津田団地	- (735円)
	第二淞北台団地	- (735円)
	新古曾志団地	- (630円)
	津田明神団地	- (1,050円)
	西津田団地	- (735円)
	東光台団地	- (735円)
	古江団地	1,470円
	湯町団地	- (420円)
宍道緑が丘団地	1,575円	
浜田市	瀬戸ヶ島団地	1,890円
	緑ヶ丘団地	1,785円 (840円)

	周布団地	- (420円)
	小福井団地	- (735円)
	汐入団地 1	- (840円)
	汐入団地 2	- (735円)
	汐入団地 3	- (630円)
	汐入団地 4	1,680円 (735円)
	内田団地	- (420円)
	浜田漁民団地	- (630円)
	二反田団地	1,890円
	石原団地	- (840円)
	黒川団地	- (1,050円)
	日脚団地	- (525円)
	笠柄団地	- (840円)
	旭インター団地	1,155円
	三隅駅前団地	- (420円)
	向野田団地	- (315円)
	第二向野田団地	- (315円)
出雲市	天神団地	- (630円)
	上島団地	- (210円)
	古志団地	1,365円
	小山団地	- (1,050円)
	一の谷団地	- (525円)

	大津団地	- (735円)
	塩冶団地	- (945円)
	有原団地	- (945円)
	今市団地	1,575円 (630円)
	灘分団地	- (315円)
	牧戸団地	1,365円 (420円)
	小境団地	- (315円)
	駅南団地	- (630円)
	山内団地	1,260円
益田市	染羽団地	- (735円)
	沖田団地	- (840円)
	久城団地	1,575円 (630円)
	久城東団地	- (420円)
	矢田団地	- (420円)
	高津団地	- (735円)
	原浜団地	- (525円)
	高角団地	- (525円)
	土井団地	- (525円)
	新矢田団地	- (525円)
	吉田南団地	- (735円)
	飯田団地	1,470円
	吉田団地	2,100円

	仙道団地	- (105円)
	山稜団地	- (105円)
	川東団地	- (210円)
	椎ノ木団地	- (210円)
大田市	沢田団地	1,470円 (525円)
	諸友団地	1,575円 (630円)
安来市	臼井団地	1,785円
	東臼井団地	1,680円
	神塚団地	1,470円
	和田団地	- (525円)
江津市	沖の浜団地	- (315円)
	新屋島団地	- (525円)
	青山団地	- (420円)
	渡津団地	- (420円)
八束郡東出雲町	揖屋団地	- (525円)
	羽入団地	- (315円)
飯石郡飯南町	赤名団地	- (210円)
簸川郡斐川町	直江団地	- (315円)
	莊原団地	1,470円
鹿足郡津和野町	桂川団地	- (525円)
鹿足郡吉賀町	溝上団地	- (210円)
	皆富団地	- (105円)
隠岐郡西ノ島町	新由良団地	1,260円
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,365円

宮城ヶ丘団地	1,365円
月無団地	1,575円

備考

- 1 使用料は、1 駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が2 駐車区画の使用許可を受けた場合の2 台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の2 倍とする。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 () 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地1」は「汐入団地1号棟及び2号棟」を、「汐入団地2」は「汐入団地3号棟」を、「汐入団地3」は「汐入団地16号棟、17号棟、18号棟及び19号棟」を、「汐入団地4」は「汐入団地新5号棟、新6号棟及び新7号棟」を示す。

公 告

平成17年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

特級技能検定

金属熱処理

石倉 篤 山本 伸芳 松尾 淳司

機械検査

秦 直己

機械保全

高橋 晴夫

1級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

守岡 康一 矢田 眞悟 梶谷 勝久 長岡 哲也

金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業)

田子 喜信 新納 孝行 竹内 裕也 田中 豊 三明 修 奥井 隆志 曾田 靖
稲田 雅彦 岩田 浩 福田 眞美 種田 隆至 梶田 智治

工場板金(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

遠藤 力

機械検査(機械検査作業)

中敷 喜一

機械保全(機械系保全作業)

門脇 民治 菅井 典之 澤 正樹 門脇 潤弥 櫻井 誠二 上田敬一郎 加藤 秀明
荒木 強 鳴谷 淳一

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

岡 暢幸

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

石原 典雄 古井 利武

農業機械整備(農業機械整備作業)

小室 浩二 難波 博貴 岩田 秀樹 大坂 克彦 山塚 志郎 藤黒 考治 石本 孝博
 冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)
 河北 信夫 山崎 忠治
 和裁(和服製作作業)
 古川 純子 板倉久美子
 強化プラスチック成形(積層防食作業)
 石田 康彦 野々内真樹 川端 万治 中村 将嗣 正部 拓也
 菓子製造(和菓子製造作業)
 土江 徹 園山 武志
 建築大工(大工工事作業)
 山田 文雄 三輪 浩司 持田 真宏 勝部 宏 井上 雅洋 岩谷 武文 石田 孝行
 三浦 竜博 石田 達志 原 英徳 渡辺 孝也 竹岡 洋二 安村 健次 安田 寛之
 中嶋 竜也 源田 将史 近藤 健 伊藤 博 石川 慎也 福間 三暁
 かわらぶき(かわらぶき作業)
 廣瀬 義明 芝尾 敬司 延安 卓己 村上 雅洋
 配管(建築配管作業)
 源 伸也 加藤 紋 鷲見 陽一 立石 文宣 橋 郁洋 清水 勉 武田 和久
 吉田 誠一 熊野 裕一 衣笠 篤志 大畑 智也 角 和良 高橋 修 大島 範久
 玉木 賢一 西村 真一 森山 涉 中尾 雅幸 野村 豊 幸田 隆司 柴田 孝幸
 大田 泰史 中島 祐一 角田 賢二 高松 浩司 岩本 敏彦 中村 啓一 林 歳彦
 柳浦 治夫 川田 聡 金山 章二 田中 賢吾 亀尾 幸司 福間 宏 三浦 国光
 型枠施工(型枠工事作業)
 小林 光昌 坂根 裕士 稲田 義雄 坂元 勝 三島 康也 門上 辰美 岩崎 貴宏
 須山 信治 吉岡 芳茂 松原 宏次 安達 友教 西山 博靖 浜田 貴志 垣田 司
 上手 真也 藤原 昇
 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)
 高宮 哲也 神谷 保 曾田 明道 鄙山登志明 中林 康宏 山根 新吾 坂東 芳弘
 広戸 順
 コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
 山野 睦夫 吉岡 拓也 吉岡 伸二 田原 悟
 防水施工(アスファルト防水工事作業)
 森山 盛弘
 防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業)
 伊藤 勇次 多々納 茂 矢武 清
 防水施工(改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)
 新路 修
 内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)
 須田 裕樹
 ガラス施工(ガラス工事作業)
 加藤 司 安藤 卓哉 上田 博文
 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)
 舟木 大輔 齋木 厚史 中西 克英 鐵見 幸一 藤原 啓志
 金属材料試験(機械試験作業)

秋間 淳一 角 拓美

金属材料試験(組織試験作業)

糸原 健一

塗装(鋼橋塗装作業)

伊藤 久人 寺戸 輝久 足立 雄志 二岡 弘 平野 徹 余村 忠好 松本 信治
和田 貢 森木 孝至 熱田 純一

2級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

武志 賢一

金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業)

青山 弘 植田 裕之 大江 伸司 大塚 徹 門脇 邦仁 白築 敦 石田 博樹
宮本 秀典 成瀬 修記 井塚 友補 岡島 正 福本 和則 花谷 勇 朝木 悟
平瀬 英二 金山 平 金崎 修平

ロープ加工(ロープ加工作業)

大野 和義

機械検査(機械検査作業)

雑賀 満 上田 孝昭

機械保全(機械系保全作業)

吉田 国夫 古田 優慈 原 清久 石倉健太郎 半田 純一 原 英治 佐野 正治
加藤 政嗣 半田 潤治 勝部 透 廣山 哲也 上山 巧 青砥 好史 柳浦 康人
田中 久義 曾田 和彦 多久和賢二 小池 巧 多々納英一 永田 隆俊

機械保全(電気系保全作業)

浜村 博 金山 晃一 桧尾 克也 園山 純 加戸 洋司

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

宇都宮 忠 大菅 宏幸

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

長島 範尚 原田 和典 古川 真一 山岡 広幸

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

大廻 淳 錦織 利夫 秦 啓二

縫製機械整備(縫製機械整備作業)

松崎 篤 平井 毅 大村 公宣

農業機械整備(農業機械整備作業)

若槻 隆一 高橋 智和 石橋 栄二 中村 達郎

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

椿 賢士 中嶋 克也 岡田 敏行 内田 久 立元 明彦

菓子製造(洋菓子製造作業)

大谷 夏海

菓子製造(和菓子製造作業)

神庭 春樹 大野 聡一 坂根壮一郎

建築大工(大工工事作業)

野津 直久 池淵 圭祐 岡 秀俊 佐藤 大将 山田 幸郎 黒瀬 三徳 岡田 充洋
井上 昌彦 小笠原 賢 小谷 和紀 三浦 節佳 斎藤 寛 大谷 孝次 斉藤 高弘
松本 峰幸 田村 明信 藤井 豊 福島 一訓 石橋 陽介 杉谷 昭宗 山本 司

石倉 勇樹 角 美明 永島 主矩 周藤 祐一 川谷 優
かわらぶき(かわらぶき作業)
松井 大介 伊原 美博 伊藤 武志 川端 洋平 明見 太一 上川 稔 中島猪佐雄
山本 崇 長谷 哲郎 山本 秀文 永岡 雄太 飯干今朝和
配管(建築配管作業)
梅 周志 松田 隼人 竹谷 健介 川本 薫 堀井 淳志 有藤 勇気 永瀬 幸治
堀内千佳良 布野 敬士 大國 雅之 一町 哲聡 福島 正人 永見 祐介 青木 財久
椿 伸也 角田 浩 尾崎 正 篠原 正志 永井 涼太 北井 達也 渡花 大貴
平垣 実 伊藤 真 原 広志 濱中 強 河上 寿志
型枠施工(型枠工事作業)
荒薦 雄太 鉄穴 武志 小川 幹夫 濱田 史明 小松 淳一 波多 芳徳
鉄筋施工(鉄筋組立て作業)
坪倉 大輔 楠 浩二 稗田 和行
コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
勝部 雅彦
防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業)
児玉 慎 持田 泰祐
ガラス施工(ガラス工事作業)
松本 英希
機械・プラント製図(機械製図手書き作業)
高本 幸典
機械・プラント製図(機械製図CAD作業)
渡部 貴志 金築 貴之 元田 俊次 大田 伸 安食 寛章 足立 隆 古川 智行
原田 朗 湯原 一幸
金属材料試験(機械試験作業)
稲田 将人
金属材料試験(組織試験作業)
岸本 達也 秦 和明
塗装(鋼橋塗装作業)
齋藤 勉

3級技能検定
機械検査(機械検査作業)
杉峠 淳志 永原 邦子 吉田 月子 福田 英司 錦織 初美 高橋 治栄
電気機器組立て(シーケンス制御作業)
杉谷 竜哉 玉木 洋平
建築大工(大工工事作業)
平井 健次 井田 竜太 石倉 国明 西村 祐樹 長谷川慶太 川上 和馬 勝部 友樹
配管(建築配管作業)
堀内 啓治 高橋 満 宍戸 亮介 内部 大輔 川島 航 坂本 洋和 原 大輔
堀江 昌平 永瀬 智之 宗吉 佑輔 松本 直樹 藤江 哉嘉 石飛 裕紀 飯國 真也

岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 作業種類
公共測量（公共下水道管路設計に係る1、3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成18年2月13日から平成18年3月20日まで
- 3 作業地域
隠岐の島町南東部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
川本都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項において読み替えて適用される同法第21条第2項及び第25条第2項の規定により、環境影響評価書（同法第24条の書類を含む。以下「評価書」という。）を作成したので、同法第40条第2項において読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成18年3月14日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画決定権者の名称
島根県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
名称 出雲仁摩線
種類 一般国道（改築）
規模 延長 約37.4km
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
起点 島根県出雲市知井宮町
終点 島根県大田市仁摩町大国
- 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
出雲市及び大田市
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所 島根県土木部都市計画課、出雲市役所及び大田市役所
縦覧期間 平成18年3月14日から同年4月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月14日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 8 条第 1 項第 6 号に規定する事務のうち、警察官採用試験の身体検査、体力検査及び適性検査の実施に関する
事務

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）第 7 条第 3 号に規定する職への採用の選考

第 2 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「選考」の次に「及び事務」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号に規定する事務について、任命権者は、あらかじめ、その実施計画について人事委員会に協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成18年 1 月24日付け島根県報第1,745号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から11	字一の丸	字一ノ丸
4	上から10	祖式町祖式	祖式町

